

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回宍粟市自治基本条例検証委員会	
開 催 日 時	令和2年9月17日（木）午後2時00分～午後3時35分	
開 催 場 所	一宮市民協働センター 2階研修室	
議長（委員長・会長） 氏 名	委員長 上田 学	
委 員 氏 名	（出席者） 幸島幸博、大井信明、小田伸二、柴原勝志、 稲田勢津子、上田 学、野毛敬子、池本了一、 鳥羽敏美	（欠席者） 中川まゆみ
事 務 局 氏 名	まちづくり推進部：津村部長、市民協働課：小河課長、福田係長、日下主事	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・ 条文ごとに方向性を確認した。（前文～第20条まで） ・ 次回日程 令和2年10月14日 14時から	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 上田 学 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	※開会 委員の方より、まちづくりの具体的な取組が分かる資料の用意について事前に連絡をいただいたので、連合自治会役員会で提示させていただいた資料を追加配布している。第3章の検討の際に参考としていただきたい。
委員長	※あいさつ
事務局	それでは、協議事項から議事進行を委員長にお願いする。
委員長	協議事項に入る前に、事務局より検証の流れ等について説明を。
事務局	今後の流れとしては、資料としてお配りしている自治基本条例検証基礎シートに基づいて各条文について検証し、条文ごとにご意見を出していただき、条文改正の必要性について検証いただく。内容によっては所管課へご意見をおつなぎすることもあるかと思う。そういったご意見等も含めて、最終的には提言書の形で集約し、市長へ提出する流れとなる。
委員長	検証の流れについて何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	では、検証に入る。資料には事前に目を通していただいているので、各条文に関する細かな説明は省略させていただく。自治基本条例前文について何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第1章総則の第1条から第5条についてまとめて検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第2章まちづくりの担い手の第6条、第7条について検証する。何か意

	見、質問等あるか。
委員	第7条の3について、応分の負担とあるが、応分とはどのような意味合いなのか。市内バスについて思うところがあり、非常にありがたく思っているが、経済効率が良いとは言い難い状況での運行はいつまで続けることができるのか心配である。条例とは直接関係ないところであるが。
事務局	平成27年のバス路線再編以降、右肩上がりに利用が増えてきている。高校生を中心に大型バスの利用は増えているが、小型バスの利用が伸び悩んでいる地域もある。税金の効率的な活用というところで課題になっている。解決にあたり、現行に代わる移送手段について検討中であり、地域と調整をすすめている。条例中の応分の負担というところと言うと、新たな移送手段となると市民の方の負担についても検討する必要があると考えている。 条文そのものに関係する提言ではなくても、所管課にご意見を伝えていけるよう考えているので、いろいろな意見をいただけるとありがたい。
委員	公共サービスとはどこまでの範囲か。
事務局	行政から提供する限定的なものに限らず、広く等しく受けることができることを明言する意図で制定されたようである。税金としての負担や、料金としての負担など、必要な負担はお願いしますというところを示している。
副委員長	権利がある以上義務もあるということの明示。相応の負担もあるということで書き方に問題はないと考える。ただ、大前提として、条例の検証も重要だが、この条例を市民の中にいかに浸透させていくか検討することも検証委員会の責務であると考えている。各団体単位での活動はあるが、個人単位ではまだまだ浸透していないと感じる。
事務局	まちづくりを推進する団体を創設するにあたり、市としていろいろな施策をとっているが、おっしゃるとおり市内すべての地区には浸透できておらず、市内15地区の中で2地区がモデル地域ということで動きかけているところである。現状について、まちづくりを推進する団体の条文のところの説明させていただき、市民参画を促す部分について、まだまだ不足しているということとなれば、そういったご意見をいただき、提言としてまとめていきたい。
副委員長	理想ではあるが、個人や個人の活動へも、自治基本条例を浸透させていくことができればと感じる。
事務局	現在、総合計画の見直しにあたり市民アンケートを取っている。みなさまにお示しできる形までまとめられているかは定かではないが、自分事としてまちづくりを考えているか、地域のイベントに参加しているかといった設問もあり、資料としてみていただければと思う。ただ、副委員長のおっしゃるとおり、市民の中に浸透していくにはまだまだ時間のかかるところであり、行政としても取り組んでいかなければならないと感じている。

委員	第6条の前文の言い回しが分かりにくい。要するにどういう意味なのか。
事務局	参画と協働は、権利であり強制されるものではないということを示していると考えていただきたい。
委員	あまり細かな言い回しまで検証していると、時間が足りないのでは。検証委員会の中では、細かく検証、提言すべきところをおさえて検証していくほうがよいのではないか。
事務局	第2章までは理念の部分になるため、正直なところ、ひとつひとつ検証するのが難しい部分もある。第3章からは具体的な行政の取組となる。第12条までは一通り確認しておいて、個別の条文を検証する中で、理念の部分に立ち戻って検証することも可能だと思う。
委員	その方が効率的に進められるのでは。
副委員長	第2章までは具体の取組みではなく理念の部分になるため、よほど時代錯誤な言い回しなどがなければ、確認程度とし、改正の必要性についてもこれまでどおり取り組んでいくこととしてよいのでは。
委員長	では、そういう進め方でよろしいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第8条から第9条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第10条から第12条について検証する。職員研修は適当なものになっているか。不足する部分や課題などはないか。
事務局	時代の変化に伴い、人、地域のニーズが複雑化していく中で、法律に基づいた仕事だけをするのではなく、課題を見出して解決していく、一歩進んだ視点が必要になってくる。それに向かっていろいろな形での研修が求められるというところがひとつ今後に向けての課題になるのではと考える。
委員長	第10条から第12条について他に意見、質問等あるか。
委員	※特になし

委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第13条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第14条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第15条について検証する。何か意見、質問等あるか。
副委員長	まちづくりに関する情報の共有とはどのようなイメージか。
事務局	市民同士の中でもお互いの情報を出し合い、偏りのない信頼関係の下で、協働して地域づくりやまちづくりを実現していくという、市民同士の情報共有を促す趣旨になっている。
副委員長	例えばどのようなことか。
事務局	所管している部局の例で言うと、市内でいろいろなまちづくり活動をしている団体があり、抱えている悩みについて、SNSの活用、補助制度の活用などの情報交換をすることなどをイメージしている。お互い知りえた個人情報以外の有益な情報については、できる限り情報共有に努めていただければ、よりよいまちづくりにつながるのではないかというところの理念と解釈している。
委員長	第15条についてほかに意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。

委員長	次に、第16条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	出前講座の要望ができるが、地域のリーダーによっては意欲に違いがあり、要望を出す地域と出さない地域に差がある。地域のリーダーに積極的な声掛けをすることが必要である。
副委員長	関心が薄いテーマでは意見が少ないことに対して市はどのように考えているのか。タウンミーティングなどの大勢が集まる場は発言しにくく、意見の吸い上げが難しい。垣根をなくして意見を吸い上げられるよう努力をしていただきたい。
事務局	おっしゃるとおりである。機会はあるが意見の吸い上げが難しいところに関して、考えていく必要がある。
委員長	意見の吸い上げに関して、多くの意見を出していただくための新たな取組みが必要ではないかという意見が出ているが、改正の必要性についてはどうか。
副委員長	条文に従い新たな取組みを検討するとしてはどうか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第17条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第18条について検証する。何か意見、質問等あるか。
副委員長	パブリックコメントという言葉は高齢者にはわかりにくいのではないかと。高齢者の意見も含め、広く意見を吸い上げる方法も考えていただきたい。
委員	パブリックコメントの際には意味の補足付けするなど、表記を工夫するとよいかもかもしれない。
委員長	表現の仕方についてご意見などもあったが、改正の必要性としては、条文に従い新たな取組みを検討するとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第19条について検証する。何か意見、質問等あるか。

委員長	公募比率20%という数字は他市と比べてどうなのか。
事務局	兵庫県が10%を目標にしているが、当市の設定は高めになっている。
委員	公募はどのような方法で行うのか。
事務局	広報紙やホームページ、しーたん通信などで公募している。
委員長	20%に届かないというのは、公募はしているが枠が埋まらずという状況か。
事務局	委員会を立ち上げる前の段階で、20%以上の公募者枠を確保して公募を開始するよう取り組んでいるが、結果として応募がなく20%に届かない状況である。
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第20条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	改正の必要性について、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	開始から1時間半が経過しているので、本日はここまでとし、以降は次回の検証委員会で検証する。次回日程について事務局から。
事務局	次回日程について、来月概ね1か月後ということで、次回も一宮市民協働センター、同会議室で、10月14日（水）の午後2時からということでどうか。
委員	異議なし。
事務局	本日の会議録を作成し、委員の皆さんの確認ののち、ホームページで公開させていただく。また、具体的な取組みについて、直接担当から説明を聞きたいようなことがあれば、担当課が出席するので、事務局までお知らせ願いたい。
副委員長	※閉会あいさつ